

青森市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

地域包括支援センターの人材確保が困難となっている状況を踏まえ、令和 6 年 4 月 1 日に介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センターの職員 3 職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の配置基準が改められたことから、所要の改正をしようとするものである。

2 改正内容

(1)常勤換算方法による 3 職種の職員配置を可能とする改正 [第 4 条第 1 項]

現行の地域包括支援センターの職員の員数について、青森市地域密着型サービス等運営審議会（介護保険法で定める「地域包括支援センター運営協議会」の役割を担う市の附属機関）が必要と認めた場合、常勤換算方法によることを可能とするもの。

※常勤換算方法とは、センターの職員の勤務延時間数を常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の職員の員数に換算する方法

改正前	改正後
常勤の職員とする。	常勤換算方法によることができる。

(2)複数のセンターでの職員配置を可能とする改正 [第 4 条第 4 項]

青森市地域密着型サービス等運営審議会が必要と認めた場合、複数の地域包括支援センターを一の区域として、当該複数のセンターに配置すべき 3 職種の常勤職員数の合計を配置することにより、それぞれのセンターの配置基準を満たすものとする。この場合であっても 2 職種の配置は必須とするもの。

改正前	改正後
それぞれのセンターにおいて必要とする 3 職種の人数を配置する。	複数のセンターにおいて必要とする 3 職種の人数の合計を配置することにより、それぞれのセンターの配置基準を満たす。この場合、1 のセンターに配置すべき職員は 2 職種とする。

(3)その他所要の改正 [第 3 条第 2 項]

第 4 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項の条文に出てくる「青森市地域密着型サービス等運営審議会」について、最初に使用する規定において定義するもの。

3 施行期日

公布の日